

山鹿市農地利用最適化推進委員募集要項

「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)に基づき、山鹿市では、以下のとおり農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)を募集します。

1 募集人員

19人(以下の区域ごとに募集)

地区名	区域	定数
第1地区	坂田、小原、長坂、南島、志々岐	1人
第2地区	鍋田、保多田、麻生野、椿井、西牧	1人
第3地区	名塚、下吉田、熊入町、石、杉	1人
第4地区	平山、城、小群	1人
第5地区	小坂、津留、寺島	1人
第6地区	蒲生、久原、上吉田	1人
第7地区	山鹿、宗方、新町、泉町、中央通、昭和町、大橋通、宗方通、川端町、藤井、方保田、古閑、中、鹿校通一丁目、鹿校通二丁目、鹿校通三丁目、鹿校通四丁目	1人
第8地区	鹿北町椎持及びび多久	1人
第9地区	鹿北町岩野	1人
第10地区	鹿北町芋生及びび四丁	1人
第11地区	菊鹿町矢谷、上内田、相良及びび山内	1人
第12地区	菊鹿町下内田、下永野、上永野、五郎丸、太田及びび長	1人
第13地区	菊鹿町木野、米原、松尾、池永、宮原及びび阿佐古	1人
第14地区	鹿本町来民及びび御宇田	1人
第15地区	鹿本町高橋、津袋、庄、石淵、下高橋及びび小嶋	1人
第16地区	鹿本町梶屋、中富、中川、分田、中分田、下分田及びび小柳	1人
第17地区	鹿央町千田、廣及びび持松	1人
第18地区	鹿央町合里及びび岩原	1人
第19地区	鹿央町霜野、仁王堂、北谷、梅木谷、大浦及びび中浦	1人

2 身分

山鹿市特別職の非常勤職員

3 任期

委嘱日(令和9年1月15日以降)から令和12年1月14日まで

4 報酬

(1) 月額 29,000 円

(山鹿市特別職の職員の報酬等に関する条例(平成17年山鹿市条例第43号))

(2) 活動加算(農地利用の最適化活動1時間につき1,000円)

(山鹿市農業委員会の委員等の報酬の加算額の支給に関する規則(令和2年山鹿市規則第20号))

5 職務内容

担当する区域で、農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進に向けた次の活動を行います。

(1) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた活動

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた活動

(3) 新規参入の促進のための活動

これらの活動のために、具体的には次の役割があります。

ア 担当区域内における農地利用状況の調査と土地所有者等の利用意向の把握

イ 集落座談会等の地域の話合いにおけるコーディネーター(意見の調整等)

ウ 地域計画(目標地図)を踏まえた農地の集積・集約化等に関する活動の展開

エ 各種研修会への参加等

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見と農地等の利用の最適化の推進に熱意を有し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 山鹿市暴力団排除条例に規定する暴力団員、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

7 推薦・応募に係る手続き等

以下の(1)の推薦・応募様式に必要な事項を記入のうえ、(2)の添付書類を添えて、郵送又は持参により、受付期間内に山鹿市農業委員会事務局まで提出してください。

なお、推薦・応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

(1) 推薦・応募様式

個人又は団体等が推薦する場合	様式第1号
自ら応募する場合	様式第2号

(2) 添付書類

ア 様式第1号を提出する場合、別紙1及び別紙2

イ 様式第2号を提出する場合、別紙2

ウ 推薦を受けた者又は応募した者の住民票

(※推薦をした日又は応募をした日以前3ヵ月以内に発行されたもので、本籍地の

記載があり、マイナンバーが記載されていないもの。)

(3) 推薦・応募様式等の入手方法

以下の窓口に備えるほか、山鹿市ホームページからもダウンロードできます。

窓口	所在地	電話番号
山鹿市農業委員会事務局	山鹿市山鹿 987 番地 3	0968-43-1614
鹿北市民センター	山鹿市鹿北町四丁 1612 番地	0968-32-3111
菊鹿市民センター	山鹿市菊鹿町下内田 713 番地	0968-48-3111
鹿本市民センター	山鹿市鹿本町来民 686 番地 1	0968-46-3111
鹿央市民センター	山鹿市鹿央町合里 158 番地 1	0968-36-3111

8 受付期間

令和8年8月3日(月)から令和8年8月31日(月)17:00まで

(※窓口での受付は、土・日・祝日を除く上記期間の9:00から17:00まで)

9 選考及び任命方法

被推薦者又は応募者については、山鹿市農地利用最適化推進委員候補者選定委員会を開催し、候補者の選考を行います。(必要に応じて面接を行う場合があります。)

その後、山鹿市農業委員会が委嘱します。

また、推進委員の委嘱には、年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう青年や女性の登用に配慮する必要があります。

10 その他

(1) 農業委員と推進委員は同時に双方に推薦・応募できますが、兼務することはできません。

(2) 推薦・応募に要する費用は、全て被推薦者又は応募者の負担となります。

(3) 必要に応じて提出書類の追加を求める場合があります。

(4) 提出書類に記載された内容等を確認するため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行うことがあります。

(5) 法令の定めにより、受付期間の中間及び期間終了後に、山鹿市ホームページで提出書類に記載された以下の情報を公表します。

ア 推薦をする者(個人に限る。)の氏名、職業、年齢及び性別

イ 推薦をする者(法人又は団体に限る。)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

ウ 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

エ 推薦し又は希望する担当区域

オ 推薦又は応募の理由

カ 推薦をする者が当該推薦を受ける者について農業委員に同時に推薦をし、又は応

募する農業委員に同時に応募をしているか否かの別
キ 推薦を受けた者又は応募した者の区域別の人数
ク その他農業委員会が必要と認める事項

1 1 推薦・応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒861-0592

山鹿市山鹿 987 番地 3

山鹿市農業委員会事務局

電話 0968-43-1614